

報告第 9 号

教育に関する事務事業における管理執行
状況の点検と評価にかかる報告書
(令和 6 年度 事務事業)

令和 7 年 12 月 1 日
三股町教育委員会

《 目 次 》

1.点検評価のあらまし	2
2.評価シート 1:教育委員会の活動	5
3.評価シート 2:教育委員会が管理執行する事務	6
4.評価シート 3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務	8
5.執行状況報告書(教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務)		
(1)学校教育に関すること	11
①学校経営体制の確立	11
②生徒指導	17
③学校給食	23
④教育環境の整備	27
⑤幼保小中連携	29
(2)教育研究に関すること	32
①教育研究所	32
(3)生涯学習に関すること	34
①生涯学習社会づくり	34
②社会教育	39
③青少年教育	41
④家庭教育	45
(4)文化に関すること	47
①三股町立文化会館	47
②図書館の利用促進	50
③文化資源の保護と活用	54
(5)社会体育に関すること	56
①スポーツ振興体制	56
②スポーツ行事	57
6.学識経験者の知見	61
(南九州大学教授 宮内 孝氏)		

1.点検評価のあらまし

(1)規程

平成 20 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律によって、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定された。

(2)点検評価の構成

評価における大きな分類として、

1. 教育委員会の活動
2. 教育委員会が管理・執行する事務
3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

の 3 つに分けて自己評価を行ったのち、学識経験者の外部評価を受けた。

特に、3 については、教育基本方針・教育施策の中から重点項目を取り上げて、事務事業の執行状況を点検し、報告書を作成した。

(3)教育長に委任する事務の分類

「3.教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、その手立てに応じて更に次の類型に分類する(分類の詳細は別表 1 に掲載)。

No.	類 型	期 間	概 要	R06 適用数
1	給 付 型	継 続	物品・金銭を支給するもの。	0
2	サ ー ビ ス 型	経 常	教育サービスや行政サービスを経常的に提供するもの。	4
3	支 援 型	継 続	団体の活動、機関間の連携、それらが開催するイベントを支援するもの。	7
4	イ ベ ン ト 型	継 続	自らイベントを主催して開催するもの。	9
5	事 案 対 応 型	継 続	教育的な問題事案の発生を防ぎ、発生した事案に対応して解決に導くもの。	4
6	創 設 型	有 期	目的物を作成するもの。または、施設・環境・体制を構築するもの。	4
7	管 理 型	経 常	既存の施設・環境・体制等を保全・改修するもの。または、それらについて他者が利用するに際し応対するもの。	3

(4)評価視点の分類

平成30年度から評価視点に応じた5段階評点方式としたが、評価視点毎に基準点が異なっていた。令和元年度から全ての評価視点について3点を基準点とした加減点方式に統一した。なお、「教育委員会の活動」、「教育委員会が管理執行する事務」については、これまでどおりA～Dの総合評価とした。

No.	評価名	評価の視点	評点	評点の基準
1	定常評価	定常的な業務における安定性や公平性を評価する。	5	例年と比べてよりよい実施ができた
			4	例年と比べて遜色ない実施をした
			3	例年と比べてほぼ同様の実施をした
			2	実施のタイミングが少し乱れた
			1	業務の一部を実施できなかった
			1	安定性や公平性を著しく欠く部分があった
2	目的評価	事務事業の目的について、業務実施による効果を評価する。	5	実施により目的達成に効果が顕著だった
			4	実施により目的達成に充分な貢献をした
			3	実施と目的達成の結びつきがやや弱い
			2	実施体制について新たな課題が表わされた
			2	実施と目的達成の結びつきが感じられない
			1	実施体制の大きな変革が必要
3	改善評価	前年度に掲げた課題について、改善・解決の程度を評価する。	5	従来の課題のうち重要なものを解決した
			4	課題が全て解決して無くなった
			3	重要課題についてある程度の進展があった
			3	いくつかの軽微な課題を解決した
			2	新たな課題に気づいた
			1	課題解決に向けた取り組みは行った
4	進捗評価	計画期間における業務の進捗状況を評価する。	5	順調に進捗して予定以上に余裕があった
			4	途中についても遅れがなく予定通りに進捗した
			3	途中で遅れがあったが最終的には間に合った
			2	計画期間の途中で遅れているが挽回可能
			2	最終的に遅延したが影響は少なかった
			1	進捗遅れのため計画の修正が必要
5	数値評価	数値目標の達成程度を評価する。	5	良い方向で数値目標を大幅に超過する結果を得た
			4	良い方向で数値目標を超過する結果を得た
			3	数値目標の+15%程度まで(方向性により符号を逆転)
			3	数値目標のほぼ近傍となる結果となった
			2	数値目標の+5%～-10%程度(方向性により符号を逆転)
			1	数値目標の達成にやや足りなかった
				数値目標の-35%程度まで(方向性により符号を逆転)
			1	数値目標の達成にまったく足りなかった

(5)事務事業類型と評価視点分類の関係

事務事業の類型と評価視点の関係は次のとおりとする。事務事業の類型によっては、評価不能な視点もある。

	定常評価	目的評価	改善評価	進捗評価	数値評価
給付型	○	—	△	—	△
サービス型	△	○	△	—	△
支援型	○	○	△	△	○
イベント型	—	○	△	—	○
事案対応型	○	○	△	△	△
創設型	—	△	△	○	△
管理型	○	—	△	—	—

【凡例】

- … 毎年度評価可能なもの
- △ … 発生・設定した年度のみ評価可能なもの
- … 評価不能なもの

(6)学識経験者の知見の活用

前述の法において、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」と規定されていることから、学識経験者として南九州大学教授の宮内孝氏にお願いし、自己評価および点検についてのご意見をいただいた。

(参考資料)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2.評価シート 1:教育委員会の活動

大項目	中項目	評点	評価概要
(1) 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A	定例会を毎月1回、臨時会を7月と3月に開催した。総開催時間は28時間近く、1回平均2時間7分に及んだ。
	② 教育委員会会議の開催事務	A	担当課長補佐が開催管理を担当し、教育委員会会議の案件集約を行い、開催前に事務局内での事前協議を綿密に行った。
(2) 教育委員会と事務局の連携	① 会議事項の事前確認	A	教育委員会会議開催日の2日前(業務日)を目安として、委員に対して資料の事前配付を行い、各委員が十分に内容を把握したうえで会議を行っている。
	② 教育長に委任している事務	A	教育長に委任している事務についても、必要に応じて事前説明を行い、また教育委員会会議にて報告を行っている。
(3) 教育委員会と首長との連携	① 教育委員の連携	A	令和6年11月29日に第1回目の総合教育会議が開催され、町長と教育委員の意見交換が行われ、学校の諸施策について深く協議を行っている。さらに、町長部局で行われる課長会議に、町長・副町長に並び教育長も臨席することで、常に連携を図っている。
	② 事務局の連携	A	重要案件については、町長部局との報告・連絡・相談に努めている。
(4) 教育委員の自己研鑽	① 研修会への参加状況	A	県内で行われる対面での研修会やリモートでの研修会に参加し、教育委員会制度改革や他市町村教育委員会の活動等について理解を深め、資質の向上に努めた。
(5) 学校及び教育施設に対する支援	① 学校訪問	A	機会を見て計画訪問を実施し、教育指導上の課題や児童生徒の実態等の把握に努めた。
	② 施設管理	A	学校施設および教育施設の外部業者点検を行い、特に緊急性の高い事案について対処した。

3.評価シート2:教育委員会が管理・執行する事務

大項目	評点	評価概要
(1) 学校教育、社会教育及び社会体育に関する一般方針を定めること	A	これまでの教育施策の成果を評価し、教育施策の見直しを行い、当該年度の重点施策を示した。
(2) 学校、公民館、文化会館及び図書館の設置及び廃止を決定すること	—	令和6年度は事例なし。
(3) 教科内容及びその取扱いの大綱に関すること	A	学習指導要領に基づいた。
(4) 人事の一般方針を定め及び分限又は懲戒を行うこと	A	停職0件、訓告0件、厳重注意0件、文書訓告3件の計3件を実施した。
(5) 校長、教員、学校事務職員、公民館長、文化会館長及び図書館長の任免を行うこと	A	令和7年3月末の教職員の人事異動に際し、退職・転出33名(定年退職等7名)、転入・採用37名(新規採用11名)、校長採用2名の異動手続きを行った。
(6) 教育長、課長、課長補佐又はこれに相当する職の任免を行うこと	A	令和6年4月に、課長の任免を行った。
(7) 学校、公民館、文化会館及び図書館の敷地の設置及び変更を決定すること	—	令和6年度は事例なし。
(8) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと	A	三股町教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正(R6.10.1告示第1号)
三股町教育委員会事務局組織及び事務分掌等に関する規則(R6.11.1告示第2号)		
三股町外国語指導助手任用規則(R6.11.1告示第3号)		
(9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること	A	新年度予算、補正予算、契約等について、原案の決定を行った。

大項目	評点	評価概要
(10) 教育予算の見積を決定すること	A	前年度予算の執行状況及び各係ごとの要望を受け、原案の決定を行った。
(11) 要保護及び準要保護児童生徒の認定に関すること	A	経済事情及び学校長の所見を参考に、認定基準により認定した。(令和6年度認定者数 小学校166人、中学校91人)
(12) 学校運営協議会委員・学校評議員を委嘱すること	A	令和6年5月に各小学校から推薦のあった学校運営協議会委員49名と中学校から推薦のあった学校評議員5名を委嘱した。
(13) 社会教育委員、文化会館運営委員及び図書館協議会委員を委嘱すること	A	社会教育委員は、町内の社会教育分野で活動している方7名(男性4名、女性3名)に委嘱している。
(14) 校長、教員その他の教育職員の研修の一般方針を定めること	A	経験年数別研修を実施した。
(15) 通学区域を定めること	A	調整区制度、小規模特認校制度の利用者増加に努めた。(令和6年度 調整区12名、小規模特認校18名)

※表は次頁に続く

4.評価シート3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務

大項目	中項目	事務事業	類型	評点							掲載頁
				年度	定常評価	目的評価	改善評価	進捗評価	数値評価	平均	
(1)学校教育に関すること	① 学校経営体制の確立	(ア) 教職員評価制度と関連付けた教育課程の実施・評価	創設型	R5	-	4	-	4	3	3.7	11
				R6	-	4	-	4	3	3.7	
		(イ) NINOの活用	イベント型	R5	-	4	-	3	3	3.3	12
				R6	-	4	-	3	3	3.3	
	② 生徒指導	(ウ) 適正な教育支援	サービス型	R5	4	4	3	-	-	3.7	13
				R6	4	4	3	-	-	3.7	
		(エ) 学習用ICT端末の活用(指導の個別化・学習の個別化)	創設型	R6	4	3	-	4	-	3.7	15
				R7	4	3	-	4	-	3.7	
		(ア) いじめ問題への対応	事案対応型	R5	4	4	-	-	-	4.0	17
				R6	4	4	-	-	-	4.0	
	③ 学校給食	(イ) 不登校問題への対応	事案対応型	R5	4	3	-	-	3	3.3	18
				R6	4	3	-	-	3	3.3	
		(ウ) 適応指導教室	事案対応型	R5	4	3	4	-	3	3.5	20
				R6	4	3	4	-	3	3.5	
		(ア) 給食衛生管理	管理型	R5	3	-	3	-	-	3.0	23
	④ 教育環境の整備	(イ) 「食」に関する指導	サービス型	R5	4	3	3	-	-	3.3	24
				R6	4	3	3	-	-	3.3	
		(ウ) 学校給食費未納対策	事案対応型	R5	3	3	3	3	3	3.0	25
	⑤ 幼保小中連携	(ア) 学校施設の安全確保と改修	管理型	R5	2	-	4	-	-	3.0	27
				R6	2	-	4	-	-	3.0	
(2)教育研究	① 教育研究所	みまたん学習モデル」と「ひなたの字ひ」の融合を図った新たな学習モデルの構築と実践 (ア) (令和5~令和6年度)	創設型	R5	-	3	-	3	3	3.0	32
				R6	-	3	-	3	3	3.0	

評価シート3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務

(3) 生涯学習に 関すること	① 生涯学習社会づくり	(ア) 学習情報の提供	管 理 型	R5	3	-	3	-	-	3.0	34
			R6	3	-	3	-	-	-	3.0	
		(イ) 個人を対象にした生涯学習教室の開催	イ ベ ン ト 型	R5	-	4	3	-	5	4.0	35
				R6	-	4	3	-	5	4.0	
	② 社会教育	(ウ) 団体が開催する生涯学習教室への支援	支 援 型	R5	4	3	2	-	5	3.5	36
				R6	4	3	2	-	5	3.5	
		(エ) 高齢者学級の開催	支 援 型	R5	4	4	3	-	4	3.8	37
				R6	4	4	3	-	4	3.8	
	③ 青少年教育	(ア) 人権教育	イ ベ ン ト 型	R5	4	4	4	4	3	3.8	39
				R6	4	4	4	4	3	3.8	
		(イ) 地区・自治公民館活動支援	支 援 型	R5	3	3	4	-	3	3.3	40
				R6	3	3	5	-	3	3.5	
	④ 家庭教育	(ア) 家庭教育学級	支 援 型	R5	3	4	4	4	2	3.4	41
				R6	3	4	3	4	3	3.4	
		(エ) 青少年健全育成活動の実践	イ ベ ン ト 型	R5	-	4	-	-	3	3.5	43
				R6	-	4	-	-	3	3.5	
				R5	-	4	-	-	2	3.0	46
				R6	-	4	-	-	2	3.0	

評価シート3:教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務

(4) 文化 に 関 す る こ と	① 三股町立文化会館	(ア) 自主文化事業	支 援 型	R5	3	3	-	-	3	3.0	47
		(イ) 貸館事業		R6	3	3	-	-	3	3.0	
	② 図書館の利用促進	(ア) 公立図書館運営	サ ー ビ ス 型	R5	3	3	3	-	3	3.0	48
		(イ) 読書サービス、読み聞かせ活動		R6	3	3	3	-	3	3.0	
		(ア) 梶山城跡地整備	創 設 型 (平成27～令和10年度)	R5	-	4	4	-	4	4.0	50
		(イ) 読書サービス、読み聞かせ活動		R6	-	4	4	-	4	4.0	
	③ 文化資源の保護と活用	(ア) 梶山城跡地整備	創 設 型 (平成27～令和10年度)	R5	-	3	-	3	-	3.0	54
		(イ) 読書サービス、読み聞かせ活動		R6	-	3	-	3	-	3.0	
(5) す 社 る 会 こ 体 と 育 に 関	① スポーツ振興体制	(ア) スポーツ少年団の支援	支 援 型	R5	3	4	4	3	3	3.4	56
		(ア) みまたん霧島パノラマまらそん		R6	3	4	4	3	4	3.6	
	② スポーツ行事	(ア) みまたん霧島パノラマまらそん	イ ベ ン ト 型	R5	-	4	4	-	3	3.7	57
		(イ) スポーツ行事の開催		R6	-	4	4	-	3	3.7	
		(ア) みまたん霧島パノラマまらそん	イ ベ ン ト 型	R5	3	4	3	4	2	3.2	59
		(イ) スポーツ行事の開催	イ ベ ン ト 型	R6	4	4	4	4	3	3.8	

5. 執行状況報告書

(1) 学校教育に関すること

① 学校経営体制の確立

(ア) 教職員評価制度と関連付けた教育課程の実施・評価

【類型】創設型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	-	4	-	4	3	3.7
R6	-	4	-	4	3	3.7

【目的】

- 教職員評価制度の PDCA サイクルを活用し、三股町教育委員会の教育施策の方針・目的のものと、各学校の教育的課題の解決に向けて編成された教育課程の実施・評価を効果的に進めていけるようにする。

【令和 6 年度の数値目標】

- 校長シート「役割達成度評価」総括評価得点 1.5 点(全ての評価が B 標準の場合が 1.5 点)

【対応方針】

- 学校長は、本年度の学校経営ビジョンの具現化に向けた「手段・ゴールイメージ」に、町の教育施策である「特別支援教育の視点」や「一人一台の端末活用」を反映させる。
- 各学校の職員は、学校長の学校経営ビジョンを基に、自らが所属する校務分掌部及び各担当の役割において、「特別支援教育の視点」や「一人一台の端末活用」を「手段・ゴールイメージ」をどのように反映させるのかを検討する。

【令和 6 年度の取組】

- 学校長に対し、5 月に目標設定ミーティング、9 月に中間ミーティング、12 月にフィードバックを実施し、目標や役割の達成・進捗状況・評価について協議を行った。
- 各学校では計画的に教職員評価制度を実施し、設定された目標内容や具体的な手立てと達成状況について協議を行った。

【評価】

- 管理職をはじめ各担当の役割については、役割達成度評価シートに明記することで、組織的に年間を通して実施・評価することができた。
- 各学校で行う毎学期の教育課程評価との関連を図ることで、より効果的に実践的な取組を行うことができた。

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

(イ)NINO の活用**【類型】** イベント型(令和 2 年度～未定)**【評点】**

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	-	4	-	3	3	3.3
R6	-	4	-	3	3	3.3

【目的】

- ・ 科学的根拠に基づく児童生徒理解、教材研究充実、指導の個別化、指導の個性化を実施する。

【前年度からの課題】

- ・ 「読み」「書き」等に困難さのある児童生徒は、授業についていけず、学習意欲の低下、学級崩壊、不登校といった二次的な行動上の課題が生じてしまう。
- ・ 「学習上の課題」及び「行動上の課題」のある児童生徒は、1 学級あたり 10%(3~4 名)は在籍している。※文科省調査(R4.12)では、8.8%である。
- ・ 児童生徒の学力低下の原因として、科学的根拠に基づく児童生徒理解とそれに応じた指導の弱さがある。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ NINO を実施した学年、学級の分析を行い、教員への研修を 1 学校あたり 2 回以上行うようにする。

【対応方針】

- ・ 各学校及び児童生徒個人の状況を町教委が分析し、教員へフィードバックする。
- ・ 教員が結果を読み取り、授業に生かせるように支援する。
- ・ NINO の結果の見方や活用の仕方について全教員を対象とした研修を実施する。

【令和 6 年度の取組】

- ・ 全小学校 2 年～6 年及び中学校 1 年、2 年で実施したが、研修については、年 2 回以上はできなかった。
- ・ 町教委において結果分析を行い、梶山小、長田小学校以外の学校では、教員へ

のフィードバックを行った。

- ・ 教育研究所の協力を得て、児童生徒理解のための NINO の活用について、研究授業の実証を行った。

【評価】

- ・ 児童生徒の実態が科学的根拠として明確となった。
- ・ 教員の経験値に基づく児童生徒理解に頼っていた面が大きかったが、科学的に根拠が示されたことにより、授業改善に生かしやすくなった。
- ・ 教育研究所の協力のもと、研究授業での実証を行うことで、NINO の結果を各教員が意識するようになった。

【新たな課題】

- ・ NINO の結果を難しく捉える教員が多くいることから、敬遠することなく、取り組めるような環境を作ることが必要である。
- ・ 中学校においては、教科担任制であることから、教員の NINO の結果、分析を共有していく仕組みを検討する必要がある。

【新たな対応方針】

- ・ NINO の分析について、各学校の説明及び研修を確実に行う。
- ・ 各学校及び各教員の状況に応じて、研修の在り方を変更する。
- ・ 年度初めに結果分析についてのフィードバックを行い、年度途中での対応状況を確認する。
- ・ 小規模校においては、児童の経年を追えることから、児童の実態及び指導の改善点等を確実に把握していく。
- ・ 応用教育研究所に児童生徒の経年変化を追えるようなデータ作成を 検討してもらうよう改めて依頼する。

(ウ)適正な教育支援

【類型】 サービス型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	4	3	-	-	3.7
R6	4	4	3	-	-	3.7

【目的】

- ・ 就学相談を通じて就学予定児童や学齢児童生徒に教育支援を行う。

- ・ 児童生徒一人ひとりのもてる力を高めることで、学習上または生活上の困難さを改善する。
- ・ 特別な支援が必要な児童生徒が、適切な支援の下に教育を受けられるようにする。

【前年度からの課題】

- ・ 保護者が児童生徒の困難さに気付いておらず、就学相談に応じないことがある。
- ・ 未就学児童については、保育園等からの情報提供が得られない場合がある。
- ・ 個別の教育支援計画の様式を町内統一のものにしたが、その作成及び活用が十分ではない。
- ・ 通常の学級に在籍する児童生徒の中に、学習面及び生活面で困難さを有する者が増加している。
- ・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画は整備しなければならない諸表簿としての認識が強く、活用に至っていない。
- ・ 通級指導教室を利用している児童生徒に関する情報の引継ぎが不十分である。
- ・ 通級指導教室の本来の目的とずれた利用をしている場合が散見される。
- ・ 通常の学級担任の特別支援教育に関する知識等が不十分である。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 数値目標は設定しなかった。

【対応方針】

- ・ 教育的ニーズに応じながら、適正な教育支援を行う。
- ・ 保護者の不安を解消できるよう就学相談会を実施して周知に努める。
- ・ 関係機関との情報交換を行いながら、校種間の連携及び接続強化に努める。
- ・ 教育支援委員会専門部会による関係機関訪問を行う。
- ・ 特別支援教育補助教員、特別支援教育支援員を配置する。
- ・ 保護者及び地域住民に対して、特別支援教育に関する理解を深めてもらうよう啓発する。
- ・ 個別の教育支援計画の作成と活用及び校種間のつなぎを強化する。
- ・ 児童生徒の認知特性を把握して、指導の個別化に生かすためのしくみを取り入れる。

【令和 6 年度の取組】

- ・ 認定こども園等の訪問で幼児の行動観察を行い、就学相談へのつなぎ等を依頼した。
- ・ 特別支援教育補助教員を中学校へ 2 名、特別支援教育支援員を小学校 6 校に 15 名、中学校へ 2 名配置した。

【評価】

- ・ 知能検査等による児童生徒の実態把握を行い、保護者の理解を得ながら、教育支援を行った。
- ・ 教育支援委員会にて、通常の学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒に適正な教育支援を行った。
- ・ 令和7年度に向けた特別支援学級の増設・継続申請はすべて認められた。結果、令和7年度は小学校で21学級(知的:6、自・情:15)、中学校4学級(知的:1、自・情:3)となり、在籍児童生徒数は141名(小:114名、中:27名)となった。
- ・ 通級指導教室についても、継続及び増設申請を行い、すべてが認められた。その結果、小学校5教室(言語、情緒2教室、LD・ADHD2教室)が、中学校2教室(LD・ADHD2教室)が認められた。

【新たな課題】

- ・ 国、県は通級による指導をより充実させることを目標としており、本町においても、同様の取組が求められている。
- ・ 通級による指導担当者の基礎定数化が令和8年度から実施されることから、1教室あたり13名以上が利用していることという条件がより厳密化される。
- ・ 支援を要する児童生徒は通常の学級が学びの場となることが多くなることで、教員全体の特別支援教育に係るスキルアップが必要である。
- ・ 保護者や教員の「気になる児童生徒」が増えてきている中で、知能検査の実施を希望されることが多くなってきている。検査を安易に進めている傾向もあるため、特別支援教育コーディネーター等を中心に教育相談の進め方を確認する必要がある。

【新たな対応方針】

- ・ 支援を要する児童生徒の困難さに応じた支援を図るために、各校の特別支援教育コーディネーターを中心とした教育相談の充実を図る。
- ・ 特別支援教育コーディネーターの経験年数の差が大きくなっていることから、町独自でのコーディネーター研修を実施する。
- ・ 校長会組織に、特別支援教育部会を設けてもらい、定期的な研修及び共通理解の場とする。
- ・ 今後、特別支援学級から通級による指導へと移行が進むものと考えられることから、より通級による指導担当者のスキルアップを図る。
- ・ 特別支援学級の学級編制基準変更に伴い、通常の学級で学ぶ支援を必要とする児童生徒は増えるものと考えられることから、教員のスキルアップを行っていく。

(I)学習用ICT端末の活用(指導の個別化・学習の個性化)**【類型】創設型**

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	3	-	4	-	3.7
R6	4	3	-	4	-	3.7

【目的】

- 指導の個別化・学習の個性化を推進するために学習用 ICT 端末を利用した教育指導体制の充実を図る。
- 学習用 ICT 端末の操作等に関する教員研修を実施しスキルアップを図る。

【前年度からの課題】

- 昨年同様、学習用 ICT 端末を活用した効果的な学習方法の在り方を検討する。

【対応方針】

- 教員のスキルアップを行うための各種研修実施。
- タブレット PC の効果的な活用の検討。
- 電子トリル(AI トリル) 等のデジタルコンテンツの活用。

【令和 6 年度の取組】

- 児童生徒の夏休みを利用して学習用 ICT 研修として、電子トリル、学習支援ソフト、授業支援ツールの職員研修を実施し、2 月には、各種システムの次年度更新のための研修を実施した。

【評価】

- 児童生徒 1 人 1 台の端末が整い、デジタルコンテンツの導入が進み家庭学習のためのタブレットの持ち帰りが期待される。
- 計画的に教員研修を行うことで、教育 ICT リテラシーが高まり、タブレットを使用した授業の平準化が図れる。
- タブレットを有効に活用したデジタルコンテンツの活用事例等を、全教員に共有することにより、タブレットを活用した授業のさらなる展開が期待される。

【新たな課題】

- 端末の整備やデジタルコンテンツの導入も整ったが、それをいかに教育の現場に生かしていくかが今後の課題となる。

- ・ どのような場合に、タブレットを利用した授業が有効であるかを、検証していくためには、様々な活用データが必要である。
- ・ 機器本体の更新やデジタルコンテンツの更新が数年毎に必要となり、その都度の更新費用や教員への負担も増加する。

【新たな対応方針】

- ・ 町校長会及び町教育研究会、町教育研究所との連携を図る。
- ・ 第2期 GIGAスクール構想に向けた新たな学習用タブレットへの対応。
- ・ 学習用ICT端末の活用のための電子トリル、学習支援ソフトの更新を行う。
- ・ 学習用ICT端末の更なる活用に向けた、学校のネットワーク環境改善、学校規模ごとの帯域の目安(当面の推奨帯域)確保するための検討を行う。

②生徒指導

(ア)いじめ問題への対応

【類型】 事案対応型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	4	-	-	-	4.0
R6	4	4	-	-	-	4.0

【目的】

- ・ いじめを未然に防止する。
- ・ 発生したいじめを解消する。
- ・ 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【令和6年度の数値目標】

- ・ 目標達成を優先した報告控え等による、いじめの潜在化を回避するため、数値目標は設定しない。

【対応方針】

- ・ いじめは、どの児童生徒にも起こりうることとして捉え、いじめの未然防止や早期解消に努める。

- ・ 思いやりの気持ちなどを育む心の教育が不可欠であるため、道徳教育の充実に努める。
- ・ いじめの未然防止のため、アンケートの実施等により児童生徒の実態把握に努める。
- ・ 三股小学校におけるピア・サポート活動、長田小学校における人権教育推進校の取組の充実を図る。

【令和6年度の取組】

- ・ 全ての小・中学校に対して、生徒指導・特別支援教育に関するサポート訪問を実施し、いじめの未然防止や早期改善を図るために指導助言を行った。
- ・ いじめについて、学校への連絡対応や今後の指導について教育委員会定例会にて協議及び報告等を行った。
- ・ 町生徒指導部会において、各小・中学校の生徒指導主事を対象にいじめの認知チェックフロー及びいじめ解消の判断までの確認を行った。

【評価】

- ・ 保護者からの相談を受けて学校への迅速な連絡対応を行うことができた。
- ・ 各学校におけるアンケートの実施状況を確認するとともに、児童生徒の心と体の状況を把握し、いじめの未然防止に努めることができた。
- ・ 学校の取組を把握し、事案対応への指導助言及び見届けを行うことができた。

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 全ての小・中学校において、生徒指導・特別支援教育に関するサポート訪問の実施時に、いじめの状況報告を行わせ、指導助言を行う。
- ・ スクールカウンセラーの実施状況を把握することを通して、スクールカウンセラーとの連携充実を図り、早期に対応できる体制を構築する。

(イ)不登校問題への対応

【類型】 事案対応型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	3	/	/	3	3.3
R6	4	3	/	/	3	3.3

【目的】

- ・ 不登校を未然に防止するとともに、不登校状況を解消する。

- 心の悩みをかかえた児童生徒や保護者に対して、いつでも支援できる体制を整備する。

【前年度からの課題】

- 不登校の児童・生徒数がほぼ横ばい傾向である。

【令和 6 年度の数値目標】

- 三股中学校の全生徒数に対する不登校生徒数比率が 5%以下となる。

【対応方針】

- 不登校は、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、不登校の未然防止や早期解消に努める。
- 相談体制を整備し、児童生徒、保護者及び教職員への支援を行う。
- 学校における担任、生徒指導実践推進教員、学習指導等支援教員、養護教諭等との連携を強化する。
- 不登校の未然防止のため、相談体制の整備等に積極的に取り組む。

【令和 6 年度の取組】

- 全ての小・中学校に対して、生徒指導・特別支援教育に関するサポート訪問を実施し、不登校の未然防止や早期解消を図るための指導助言を行った。
- 学校への連絡対応や今後の指導について教育委員会定例会にて報告及び協議を行った。
- 「不登校児童生徒が相談・指導を受ける民間施設に関するガイドライン」を基に、民間施設との連携体制の整備に取り組んだ。

【評価】

- 三股中学校の不登校生徒数比率は 3.77%なり、目標を達成できた。
- 家庭、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携強化を図った。
- 不登校の児童生徒数は、前年度と比べて微減となった。
- 不登校の児童生徒について、電話や来課による相談活動を充実させ、保護者と共に理解を図りながら学校復帰へ向けた取組を行った。

【新たな課題】

- 不登校の未然防止を図るために、小中連携をより一層推進し、早期の教育相談を充実させる必要がある。
- 不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で、多職種の専門家や関係機関等との連携を密に行い、多面的な視点で児童生徒一人一人の対応を行う。

【新たな対応方針】

- 町及び県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの連携を図り、活用を推進する。

- ・ スクールカウンセラーの実施状況を把握することを通して、スクールカウンセラーとの連携充実を図り、早期に対応できる体制を構築する。
- ・ 三股町生徒指導部会の更なる充実を図り、不登校への理解を深めるとともに、小中連携の強化につなげる。

(ウ)適応指導教室

【類型】事案対応型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	3	4	/	3	3.5
R6	4	3	4	/	3	3.5

【目的】

- ・ 不登校あるいは不登校傾向の児童生徒に、「心の居場所」として自己の存在感を実感でき精神的に安心できる場所を提供する。
- ・ 自らの努力で問題状況を克服できるよう支援し、自立する力を身に付けさせることで、学校復帰させる。

【前年度からの課題】

- ・ 適応指導教室に通級する在籍校の学級担任や担当者等との連携を、さらに深める必要がある。
- ・ 入級を希望する児童生徒の不安を解消するために、3日程度の「お試し通級」を実施しているが、その後、入級を希望すれば、速やかに手続きを行うよう、各小・中学校に協力を依頼する必要がある。
- ・ 学校復帰のできた児童生徒に対して、学校生活に馴染んでいるか、注視していく必要がある。

【令和6年度の数値目標】

- ・ 適応指導教室への通級率(出席率)が80%以上となる。

【対応方針】

- ・ 問題行動を伴わない、不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒の「心の居場所」を設ける。
- ・ 悩みをもつ児童生徒や保護者が気軽に相談できる場所として開放し、悩みや問題を共に考え、解決の方法について助言・支援を行う。
- ・ 不登校または不適応の状態にある児童生徒の実態を的確に把握し、学校、家庭及び関係機関等と連携して問題解決の方策を講じる。

- ・ 通級する児童生徒の教育相談を継続的に行い、心理的不安の解消に努めるとともに、主に 5 教科の基礎的・基本的事項の定着に向けた支援を行う。
- ・ 関係諸機関との連携を一層緊密にし、不登校児童生徒の出席率の向上を図る。
- ・ 定期的に学校を回り各学校の状況について把握を行うなど、相談・支援を必要とする児童生徒に対して積極的な関わりや協議を行う。
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を強化する。

【令和 6 年度の取組】

- ・ 通級生への教育相談及び学習支援を行うことにより「心の居場所」と希望進路実現に向けた基礎学力作りに努めた。
- ・ 当該学校への訪問をできるだけ多く行い、学級担任、生徒指導主事、生徒指導実践推進教員、学習指導等支援教員、スクールカウンセラー等との面談や適切な支援・助言を行った。
- ・ 通級生の学校復帰に向けての方策を講じるとともに、入級該当者への面談等を実施した。
- ・ 常時 2 名体制の勤務として、多くの入級希望者を受け入れられる体制を整えた。
- ・ 毎週 2 回のサボーツ活動、メダカの飼育、2 校時終了後のリフレッシュタイム等を取り入れることにより、他の児童生徒や指導員との交流を深めながらコミュニケーション能力を向上させ、児童生徒個々のメンタルヘルスの向上や生活改善への意欲喚起に取り組んだ。
- ・ 在籍校との連携についてはサボート訪問を通して情報交換や相談を行うとともに、内部メールにて保健室や関係職員と毎日連絡を取り合い、情報交換に努めた。
- ・ 児童生徒の悩み等を解決するために、月 1 回程度、教育相談を実施した。また、学期ごとの児童生徒の様子等を伝えるために、学期末に三者面談を実施した。

【評価】

- ・ 適応指導教室への通級率(出席率)は、児童生徒の実情が多様化する中、80%以上通級できた児童生徒は 1 人で、平均すると 45.8%となり、目標を達成することはできなかった。
- ・ 保護者、通級生保護者、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任、生徒指導主事等から、入級、学校復帰、家庭でのしつけ、進路等様々な電話相談を 8 件受けた。
- ・ 通級生 5 名(中 3:2 名、中 2:1 名、中 1:1 名、小 3:1 名)であり、中学 3 年生のうち 1 名は希望する進路先(高校)へ進学し、もう 1 名は進路先の確認をとることができなかつた。
- ・ 適応指導教室の活用を周知徹底してもらうための広報活動を積極的に行った。

- ・ 心因性の通級生に対して「共感的理解と受容」及び「協働活動の充実」を行うことにより、入級後の通級率向上が図られた。
- ・ サポート訪問等の学校訪問を行うことにより、不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える学級担任・生徒指導主事等への支援・助言を積極的に行うことができ、連携が一層緊密となった。
- ・ 保護者等の教育に関する相談(来所;延べ 233 件、相談;延べ 57 件など)、に適切に対応することができた。

【新たな課題】

- ・ 悩みや不安を抱えた通級生に対して、より細かなニーズや個別対応を強化したい。

【新たな対応方針】

- ・ 適応指導教室に入級することが困難な児童生徒に対して、学校内に不登校傾向のある児童生徒が安心して学習できる教室の設置について協力していく。

(三股町教育支援センター)

③学校給食

(ア)給食衛生管理

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	3	-	3	-	-	3.0
R6	3	-	3	-	-	3.0

【目的】

- 安心・安全な学校給食を提供し、食育を推進する。
- 食中毒が起こることのないように衛生管理の充実を図る。

【前年度からの課題】

- 給食センターは平成3年度より運営を開始して34年が経過している。設備の老朽化や能力低下の問題がある。
- 衛生管理面において、施設の構造的な問題で調理室と洗浄室を分けられない。
- 給食センター都合で急遽給食を中止せざるを得ない場合の、代替手段や代替品を確保しておく必要がある。

【令和6年度の数値目標】

- 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- 安全管理により事故を未然に防止する。
- 衛生管理により食中毒を未然に防止する。
- 給食センターの運営の充実を図る。
- 安心・安全な給食を確実に提供するために、計画的な設備の更新や改修を企画する。
- 調理場と洗浄室を分けられないという課題については、対応策を長期的に検討・計画する。

【令和6年度の取組】

- 食中毒が起こることのないように衛生管理に細心の注意をはらい調理を行い、保健所の指導を基に施設設備や作業手順の改善を行った。
- 計画的な設備等の更新として、経年劣化による不具合(穴あきや凸凹等)の著しい給食用食缶の更新を行った。
- 給食センターにおける髪の毛の混入「ゼロ」を目指すために、更衣後のブラッシングの励行を行った。

【評価】

- 保健所の職員を講師に迎え、全職員で衛生管理に関する研修を受講し、衛生管理の重要性を再確認した。
- 調理器具更新の検討にあたり、電化調理器具を備えた益城町学校給食センターを視察し、災害対策に配慮した施設の取り組みも参考とした。

【新たな課題】

- 令和3年度に調理室の一部(半分程度)に空調設備を設置し、令和4年度より運用し食品衛生及び職員の労働環境改善を図っているが、特に夏季(6月～9月)は、大量調理施設衛生管理マニュアルの「湿度 80%以下、温度 25°C以下に保つことが望ましい」を達成できない日があったため、残り半分の空調設備設置工事を年次的に行う必要がある。

【新たな対応方針】

- 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

(イ)「食」に関する指導**【類型】 サービス型****【評点】**

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	3	3	-	/	3.3
R6	4	3	3	-	/	3.3

【目的】

- 食育を推進し、児童・生徒の健全な育成に欠かせない給食への理解を促す。
- 望ましい食生活習慣の育成を行う。
- 給食残菜量の減少を目指す。

【前年度からの課題】

- 栄養価を保ちつつも児童生徒に受け入れられやすい献立を作成する。
- 発達段階に応じた食生活習慣が身についていない例が見受けられる。
- 中学校における食育のための時間確保が難しい。

【令和6年度の数値目標】

- 小学校全クラス×1回(校時)の授業の実施(73回/年)

【対応方針】

- ・ 「食育」に関する指導を充実させる。
- ・ 望ましい食生活習慣を育成する。
- ・ 効果的な食育の推進を行う。

【令和6年度の取組】

- ・ 栄養教諭による次のような食育の活動を行った。
 - 1) 小学校で発達段階に応じた授業
 - 2) 小中学校へ給食時間の訪問の実施(年2～3回)
 - 3) 毎月の食育掲示物の実施
 - 4) 弁当の日、食育の日に関する情報発信
 - 5) みまたん子おいしいごはんコンクールを実施(小学校 5・6 年生は食育レシピ、中学校 1 年生は弁当レシピを募集)し、中学校 1 年生の弁当レシピの最優秀者は「三股町物産館よかもんや」の協力を得て弁当販売を行うことになった。

【評価】

- ・ 小学校での授業は、全小学校6校で実施し、目標は達成できた。

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

(ウ)学校給食費未納対策**【類型】 事案対応型****【評点】**

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	3	3	3	3	3	3.0
R6	3	3	3	3	3	3.0

【目的】

- ・ 学校給食費の未納防止に取り組む。
- ・ 学校給食費の未納解消により、適切な栄養の摂取による健康の保持増進など、学校給食の目標に資する。

【前年度からの課題】

- ・ 納付意識の変化等による未納を増やさない。
- ・ PTA、学校、教育委員会、給食センターを、より効果的な連携体制にする。
- ・ 児童手当からの給食費等の特別徴収制度を、より円滑に運用する。

【令和6年度の数値目標】

- ・ 給食費の収納率を99%以上とする。

【対応方針】

- ・ 未納が累積する前に、学校現場において早期の対応を行う。
- ・ 「学校給食費未納対策マニュアル」を活用し、督促、請求を行う。
- ・ 支払困難な家庭については、児童手当からの給食費の徴収を強化する。
- ・ 滞納が長期にわたっている世帯に対しては、学校と給食センターが連携して対応する。

【令和6年度の取組】

- ・ 児童手当からの給食費等の特別徴収制度を実施した。
- ・ 児童手当の改正に合わせて、学校給食費等の徴収に係る事務取扱要領の改正を行った。

【評価】

- ・ PTA、学校、給食センターが連携して、給食費の未納額減少に取り組むことで、100.00%の収納率を上げている。
- ・ 現年度分(出納閉鎖期間まで)の収納状況詳細は下表のとおり。

	R2	R3	R4	R5	R6
給食費総額	135,141,110	132,541,104	138,164,255	155,901,300	165,749,470
収納額	134,499,195	132,215,189	137,678,001	155,887,505	165,749,470
未納額	641,915	325,915	486,254	13,795	0
収納率	99.52%	99.75%	99.64%	99.99%	100.00%

- ・ 児童手当からの給食費等の特別徴収収納状況は下表のとおり。

月	R2		R3		R4		R5		R6	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
6月	15	225,030	22	358,181	12	189,092	16	260,395	5	48,294
8月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10月	20	265,376	26	269,336	19	205,500	9	128,507	17	155,150
12月	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
2月	22	332,399	23	382,271	13	204,140	14	149,700	18	165,100
4月	-	-	-	-	-	-	-	-	9	76,600
合計	57	822,805	71	1,009,788	44	599,732	39	538,602	49	445,144

※令和6年12月支給分より、児童手当の支給回数が年3回から6回に増えた

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

④教育環境の整備**(ア) 学校施設の安全確保と改修****【類型】 管理型****【評点】**

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	2	-	4	-	-	3.0
R6	2	-	4	-	-	3.0

【目的】

- ・ 学校の施設・設備において、児童生徒が安全な学校生活を送れるようにする。
- ・ 児童生徒の登下校時の安全対策を実施する。

【前年度からの課題】

- ・ 学校の施設・設備は、老朽化が進み維持管理費が増大するとともに、危険箇所の発生が危惧される。
- ・ 通学路合同点検を年度前半に開催する。
- ・ AED の使い方を周知する必要がある。
- ・ 担当者繁忙により定常的な管理業務が後回しになりやすい。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 施設設備管理の事務事業は、優先度を評価して順次可能な限り実施するほか、一部は隔年で実施する。
- ・ 学校訪問等による不具合の聞き取りを行う。
- ・ 小学校の遊具の点検・整備を実施して、判明した不良個所をすみやかに整備する。
- ・ 児童・生徒に危険が及ぶと判断した案件は、早急に対応する。
- ・ 校舎等施設の個別整備計画を作成し、大規模修繕を行う。
- ・ 三股町通学路交通安全プログラムにのっとり通学路点検・整備を行う。
- ・ 小・中学校で交通安全について指導する。

- 「みまもりたい」活動による青色防犯パトロール車(青パト)を活用した登下校時の安全確保を実施する。

【令和6年度の取組】

- 小学校に設置された遊具の点検を実施した。
- みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全確保に取組んだ。
- 都城警察署、県土木事務所、町総務課及び都市整備課の協力による合同点検を10月に実施した。

【評価】

- みまもりたい・青パトを活用した登下校時の安全を確保することができた。
- 通学路合同点検について実施できた。

【新たな課題】

- 通学路安全プログラムをHPに掲載しており、議会や住民等の関心が高くなり、過去の情報等の確認、見直し、道路管理者の交付金申請が増えることが予想される。
- 個別整備計画は策定されたが、学校施設の老朽化は進んでいる。

【新たな対応方針】

- 学校施設・設備の予期せぬ破損に対応すべく、学校との連携を密に行う。
- 児童生徒が安全に学校生活を送れるようにするとともに、災害時の避難所となる学校体育館への空調機設置を検討する。

(イ) 通学路の安全確保

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	3	-	3	-	-	3
R6	3	-	3	-	-	3

【目的】

- 三股町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。

【前年度からの課題】

- 毎年通学路の合同点検を行っているが、土木事務所や警察署が事業主体となる歩道整備や横断歩道設置要望のような箇所は早急に対応することができず、通学路の安全確保を図ることが難しい箇所がある。

【令和6年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 各学校から危険箇所の聞き取りを行う。(各学校は、事前に児童生徒、保護者、教員から聞き取り調査を行うなどして、危険箇所を抽出する。)
- ・ 各学校が抽出した危険箇所について、通学路安全推進会議で検討し、合同点検を実施する。
- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに具体的な実施メニューを検討し、早急に対応する。
- ・ 対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施する。

【令和6年度の取組】

- ・ 各学校から危険箇所の聞き取りを行い、各学校が抽出した危険箇所について、通学路安全推進会議で検討し、合同点検を実施した。
- ・ 合同点検後、対策が必要な箇所ごとに具体的な対策実施メニューを検討し、対策を実施した。

【評価】

- ・ 合同点検を実施し、対策の検討や実施を行うことができた。
- ・ 対策必要箇所のうち、三股町が事業主体ではない道路整備や横断歩道設置等の対策については実施できなかったところがあった。

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 三股町が事業主体ではない道路整備等について、早急に通学路の安全対策を推進できるよう事業主体に要望する。

⑤幼保小中連携**(ア)幼保小中連携推進協議会****【類型】 支援型****【評点】**

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	2	2	1	2	2	1.8
R6	2	2	1	2	1	1.6

【目的】

- ・ 教育機関等における教師等の認識の差によって生じる、児童生徒のとまどいをなぐす。

【前年度からの課題】

- ・ ヨコの連携が上手くいかないことが多い。
- ・ 幼児教育及び保育の段階においては、各園の経営方針があるが、本町の基本方針を周知する必要がある。
- ・ それまでの接続プログラムから「架け橋期のかきゅう」への変更が必要である。

【令和6年度の数値目標】

- ・ 合同研修や講演会等においてアンケートを実施し、7割以上的好評価を得られるようにする。

【対応方針】

- ・ 幼・保・小・中 15年間の教育活動に、一貫性・系統性をもたせる。
- ・ 全職員参加の小中合同授業研究会を実施して、三股の特性を生かした小中一貫教育の在り方について研究する。
- ・ 幼保小中連携推進協議会において、小1プロブレム及び中1ギャップを防ぐため、保育士、教職員の合同研修会を実施する。
- ・ 保育士、教職員がそれぞれの取組について相互理解し、共通実践する。
- ・ あいさつ、清掃、郷土学習について、その意義を理解する。
- ・ 個別の教育支援計画の作成及び活用の推進を図る。
- ・ 小1プロブレム・中1ギャップを防ぐためにも、組織的な対応が必要であり、園長・校長会の充実を図る。
- ・ 「つなぎ」の部分に焦点をあて、個別の教育支援計画の作成及び次の段階への「つなぎ」について保育士、教職員を対象とした研修を実施する。

【令和6年度の取組】

- ・ 各園において取り組みが充実してきたこと、県が主体となっての研修等が実施されるようになったことで、町教委主体の研修等は実施しなかった。
- ・ 小学校と幼児教育・保育との情報共有、職員の相互交流等が実施された。
- ・ 県こども政策課及び県教委主催の幼児教育アドバイザー養成研修に出席し、各市町村の状況を確認した。

【評価】

- ・ 認定こども園が主体となって宮崎県幼児教育センターアドバイザーを招聘しての公開保育及び研修会を実施した。
- ・ 各園と小学校での職員の交流が行われ、校種間の取組等の相互理解を深めた。

【新たな課題】

- ・ 宮崎県がすすめる市町村幼児教育アドバイザー配置について、町長部局との情報共有及び対応について検討する必要がある。
- ・ 幼保小の架け橋期カリキュラムの実施に向けた手引きが示されたことから、それまでの接続プログラムの改定が必要である。
- ・ 各認定こども園から町教委へ要望が寄せられることが多くなってきてている。認定こども園等の主管課である福祉課の方針を確認する必要がある。

【新たな対応方針】

- ・ 縦割り行政となっていることから、関係部署のワーキンググループ[®]を設定し、今後の対応を検討する。
- ・ 類似するような会議が多く存在していることから、推進会議等についてのあり方を検討する。

(2)教育研究に関するここと

①教育研究所

「みまたん学習モデル」と「ひなたの学び」の融合を図った新たな学習モデルの構築と実践」

【類型】創設型(令和 5～令和 6 年度)

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	-	3	-	3	3	3.0
R6		3		3	3	3.0

【目的】

- 次の項目等にかかる実践研究を行い、児童生徒の個別最適な学びの実現に向けた学習指導の在り方を究明する。
 - 1) 県教委が提示している「ひなたの学び」の具体化
 - 2) 「みまたん学習モデル」と「ひなたの学び」の融合を図った学習モデルの構築と実践

【前年度からの課題】

- 個別最適な学びや学習者側の視点に立った学習指導の検討を継続する。
 - 1) 協働的な学びを目指すために、県教委の方針「ひなたの学び」との関連を図る。
 - 2) 児童生徒の学びを重視した学習指導についての研究が求められる。

【令和 6 年度の数値目標】

- 「みまたん学習モデル」と「ひなたの学び」を融合した新たな学習モデルを構築する。
- 研究授業を 2 回以上実施する。

【対応方針】

- 教育委員会から委嘱された研究員による研究会を隔週実施する。
- 「みまたん学習モデル」と「ひなたの学び」を対比し、融合モデル作成に向けての検討を行い実践化を目指す。
- 町校長会及び町教育研究会と連携する。

【令和 6 年度の取組】

- 認知能力検査 NINO の結果とその分析による指導・支援及び ICT の活用を位置付けた「みまたん学習モデル」と「ひなたの学び」を融合した新たな学習モデルに関する研究を行う。
- 融合した新たな学習モデルの実践化を目指す。
- 融合した新たな学習モデルに基づいた授業実践を行う。

【評価】

- ・ 計画した2回の研究授業を実施することができた。
- ・ 研究員による実践事例を以下の視点でまとめて提出した。
 - 1) 「みまたん学習モデル」と「ひなたの学び」の融合を図った新たな学習モデルの提案
 - 2) 新たな学習モデルの授業実践
- ・ 「みまたん学習モデル」と「ひなたの学び」の特徴を生かした新たな学習モデルに基づいた授業実践により、児童生徒の協働的な学びに向けた道筋を示すことができた。

【新たな課題】

- ・ 児童生徒の主体的・対話的で深い学びにつながる指導の在り方について、研究を深める必要がある。
- ・ 協働的な学びの方向性を重視するために、新たな融合モデルの見直しと更なる実践が求められる。

【新たな対応方針】

- ・ 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを目指すために、新たに作成した融合モデルの見直しや実践化のための具体的な手立てについての研究を行う。

(3)生涯学習に関するここと

①生涯学習社会づくり

(ア)学習情報の提供

【類型】 管理型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	3	-	3	-	-	3.0
R6	3	-	3	-	-	3.0

【目的】

- ・ 町民の生涯学習活動を支援する。
- ・ 町民の生涯学習への関心と意欲を高める。

【前年度からの課題】

- ・ 生涯学習活動や町の行事を町民に広く周知する。
- ・ 生涯学習の講師について正確に情報を把握する必要がある。
- ・ 公式Webサイト等を活用し、活動状況や講師の情報を町民に提供する必要がある。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 管理型なので数値目標は設定不能。

【対応方針】

- ・ 生涯学習について町民へ幅広い情報提供を行う。
- ・ 総合型地域スポーツクラブと連携して取り組む。
- ・ 町民や各種団体、関係機関の協力を得て、講師の情報を提供してもらう。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの取り組みや活動について、町民に情報を発信する。

【令和 6 年度の取組】

- ・ 町民に幅広く生涯学習情報を提供するため、「生涯学習みまた」を発行し、町内各世帯へ配布した。
- ・ 広報紙や回覧、ポスター、チラシで情報を提供した。

【評価】

- ・ 町民に生涯学習情報を提供したことで、生涯学習の普及・啓発に貢献した。

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針を立てる必要はない判断した。

(イ)個人を対象にした生涯学習教室の開設

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5		4	3		5	4.0
R6		4	3		5	4.0

【目的】

- 生涯学習で身に付けた知識や技能を、豊かで住みよいまちづくりに生かしてもらう。

【前年度からの課題】

- 町民の生涯学習のニーズを的確に把握する必要がある。
- 学習への動機づけとニーズに応えるため、新たな教室を開設する必要がある。
- 町民が主体的に実施する生涯学習教室への支援体制を確立する必要がある。

【令和 6 年度の数値目標】

- 「わくわく教室」を 20 教室以上開設する。

【対応方針】

- 町民の生涯学習へのニーズを把握する。
- 短期の教室を含め、バラエティーに富んだ教室を開設する。
- 生涯学習に関する情報紙や回覧等で教室実施の案内を隨時行う。

【令和 6 年度の取組】

- 今年度の実施教室数と申込者数は下表のとおり。

募集教室数	43	継続	22	新規	21
開講教室数	36	継続	19	新規	17
受講申し込み者数	691	受講者数	508	受講できなかった 受講しなかった 申込者数	183

- 教室の学習成果は、文化の祭典(元気まつり)や文化祭等での披露や作品展示で行った。

※「わくわく教室」とは、町民が生きがいある充実した生活を送るための事業で全住民向けの生涯学習講座です。

【評価】

- 実施教室数と受講者数は下記のとおり

	R3	R4	R5	R6
教室数	23	23	26	36
受講者数	316	298	395	508

教室数、受講者数ともに増となり、目標値の20教室開設も達成。

【新たな課題】

- 講師や受講生が高齢化により閉講していく教室が増加していくことが見込まれるため、目標値の継続的な達成に向け講師の後継者養成、新たな受講生の獲得が必要となる。
- 小学生対象等の低年齢層向けの教室が少ない。
- 予算減による開講可能教室数の減。

【新たな対応方針】

- 受講生へアンケートを実施し、満足度やニーズ等の調査を行う。
- 教室の要望点等を講師に伝え、満足度の向上を図る。
- ニーズのある教室を開講する。
- 小学生対象等の低年齢層向けの教室を実施する。
- 人気のある教室は会場を広い場所へ変更し、受講生の定員数を増やし、受講できない人数を減らす。
- 回数を減らし、気軽に参加しやすい教室を開講する。

(ウ)団体が開催する生涯学習教室への支援**【類型】 支援型****【評点】**

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	3	2	-	5	3.5
R6	4	3	2	-	5	3.5

【目的】

- 地域コミュニティを再生・再編・活性化する。

【前年度からの課題】

- 地域住民団体が実施する生涯学習教室への支援が十分でない。
- 生涯学習教室の未実施団体へ事業を推進する必要がある。
- 地域コミュニティ再生・再編・活性化の目的に沿った教室開催を指導する。

【令和6年度の数値目標】

- 生涯学習教室の実施団体数 20 以上。
- 延べ教室参加人数 800 人以上。

【対応方針】

- 「いきいき教室」の事業内容を周知する。
- 「いきいきふれあいサロン」の代表者への事業の周知を徹底する。
- 事業の企画・立案・実施や講師紹介も含めた、トータルケアの支援を行う。
- 事業の効果を検証し、改善につなげる。
- 町民グループ等、事業の対象枠を拡大するか検討する。

※「いきいき教室」とは、町民が生きがいある充実した生活を送るための事業で高齢者向けの生涯学習講座です。

【令和6年度の取組】

- 町社会福祉協議会と連携し、「いきいきふれあいサロン」の代表者に「いきいき教室」の事業内容を周知した。
- 各団体が希望する分野の講師紹介を行った。

【評価】

- 実施団体数と参加者数は下記のとおり

	R3	R4	R5	R6
サロン登録団体数	30	31	29	29
実施団体数	12	15	19	20
参加者数	415	494	673	670

実施団体数は目標に達したが、参加者数は減少した。

【新たな課題】

- 新たな課題は特に見つからなかった。

【新たな対応方針】

- 特に新たな対応方針をたてる必要はないとの判断した。

(I)高齢者学級の開催

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	4	3	-	4	3.8
R6	4	4	3	-	4	3.8

【目的】

- ・ 高齢者の生涯学習について、自主的・主体的な意欲を持つよう図る。
- ・ 高齢者の生涯学習の場が、個人の学習だけに留まらず、コミュニケーションの場や仲間づくりの機会となるようにする。
- ・ 高齢者が学習の成果を生かし、地域ボランティアなどの社会活動へ積極的な参加をするよう促す。

【前年度からの課題】

- ・ 複数年にわたって受講する人が多い一方、新たに参加する受講生が少ない。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
受講者数	40人	30人	25人	20人	36人
開催回数	14回	9回	18回	17回	18回

- ・ 地域のリーダー及び指導助言者の養成に向けて、よりいっそう貢献する必要がある。
- ・ 事業の効果を検証する必要がある。

【令和6年度の数値目標】

- ・ 各学習会に対する満足度 2.5 点(3段階評価)以上。

【対応方針】

- ・ 学習会を月に1~2回開催する。
- ・ 生涯学習への意欲が湧くよう学習会内容の充実に努める。
- ・ 学級生が高齢者学級の受講だけに留まらず、地域の活動等にも積極的に取り組めるような環境づくりを推進していく。
- ・ 高齢者学級生が、自ら学習会を運営できるようにする。
- ・ 新たな受講者を増やすため、活動内容の周知を図る。

【令和6年度の取組】

- ・ 各学級生が、積極的かつ主体性をもって学習会へ取り組むことができた。
- ・ 創作活動や野外活動、工場見学、運動など、幅広い分野にわたり学習活動を行った。
- ・ 元気まつりの展示コーナーに、学級の活動内容を紹介するパネルを掲示し募集を行った。

【評価】

- ・ 5月から3月にかけて、計18回の学習会を開き、満足度平均2.8点という評価を得た。

【新たな課題】

- ・ 講師との対話はあるが、学級生同士の交流を深める活動が少ない。
- ・ 実習系の学習への参加率が高く、運動系の学習への参加率が低い。
- ・ 生涯学習を広く浸透させるための周知活動を十分に行えていない。

【新たな対応方針】

- ・ 学級生が親睦を深め、新たなつながりが生まれる活動を増やす。
- ・ 高齢者が無理なく行える運動を取り入れる。
- ・ さまざまな機会で生涯学習の必要性や事業についての周知を行う。

②社会教育

(ア)人権教育

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	4	4	4	3	3.8
R6	4	4	4	4	5	4.2

【目的】

- ・ 誰もが等しく平等に生活できる人権尊重の精神を育てる。
- ・ いじめや虐待などをなくし、他人を尊重し思いやりの心を育てる。

【前年度からの課題】

- ・ 各種行事の参加人数確保に苦慮している。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 例年通りの行事開催数延べ 15 回以上、参加人数延べ 300 人以上、標語応募数延べ 1,500 人以上を確保する。

【対応方針】

- ・ 人権教育・啓発活動により、自分を大切にする心や、他人に対する思いやりの心を養う機会を提供する。
- ・ 幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージに応じた様々な人権課題について学習機会を提供し、自主的な学びができるようにする。

【令和 6 年度の取組】

- ・ いきいきふれあいリレー啓発展として、町文化会館エントランスホールで人権啓発のパネル展示やパンフレットの配布を行い、人権の大切さについて啓発した。
- ・ 夏休みに町内 11箇所の児童館において、児童向けの人権学習教室「なかよし広場」を実施。人権擁護委員や社会教育指導員の方々が、紙芝居・ビデオ上映で人権の大切さを子どもたちに伝えた。(内訳は参加児童:317 名、指導員:22 名、支援員:31 名、人権擁護員:12 名)
- ・ 小・中学校の児童・生徒を対象に「人権に関する標語」を募集し、2,497 点の応募があり、優秀作品として選ばれた 27 点に賞状と図書券を贈呈した。

- ・ 優秀作品については、文化祭での掲示や作品集を発行したほか、選定した6作品の看板を作成し各学校の正門に設置した。
- ・ 都北地区人権・同和教育研究大会兼三股町人権啓発研修会を三股町立文化会館において開催し、「アクティブ・ラーニングが必要な理由～0歳からの進路保障～」という演題でNPO法人国際臨床保育研究所の勝山結夢氏が講演を行い、本町から140名が参加。多くの教職員や町職員が参加し、人権及び教育の大切さを考える有意義な研修ができた。

【評価】

- ・ 実施できた事業の参加人数等は、下表のとおりであった。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
なかよし広場	272	220	234	192	239	317
町人権啓発研修会	194	-	-	-	80	140
さつき学園・人権講話	33	-	-	-	20	23
人権に関する標語	1,957	2,015	2,051	2,291	2,377	2,497
合計	2,456	2,235	2,285	2,545	2,716	2,977

【新たな課題】

- ・ 多種多様な人権問題について、幅広い世代に分かりやすく伝えるため、さらなる実施方法の検討が必要である。

【新たな対応方針】

- ・ 例年通りの行事を開催しながら、人権問題についての新たな周知広報の手段がとれないか検討を重ね、可能な取組みがあつたら実施する。

(イ)地区・自治公民館活動支援

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	3	3	4	/	3	3.3
R6	3	3	5	/	3	3.5

【目的】

- ・ 地域のコミュニティ活動の活性化を促す。
- ・ 自治公民館相互の連携強化を図る。

【前年度からの課題】

- ・ 新興住宅地を中心に支部加入率が低く、人間関係の希薄化が進んでいる。
- ・ 転入者の支部加入を促進する必要がある。
- ・ 支部脱退者も毎年、相当数出でている。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 館長会を年度において 4 回、代議員会を 7 回開催する。

【対応方針】

- ・ 三股町自治公民館連絡協議会の活動を支援する。
- ・ 館長会議での研修・情報交換を行う。
- ・ 先進地視察研修会や九州公民館研究大会・宮崎県公民館大会への参加を通じて、自治公民館長の資質向上を図る。
- ・ 転入者の支部加入促進対策のため町民室と連携する。
- ・ 館報を発行するための手法・手順について研修を行う。

【令和 6 年度の取組】

- ・ 館長会 4 回/年開催して情報交換や規約の見直しなどを行った。
- ・ 小林市で宮崎県公民館大会に役員が企画運営を行い、各館長等が参加。
- ・ 都北地区公民館ロック別セミナーにより、優良事例を学習した。
- ・ 支部加入促進のために標語を一般公募し、その文言で「のぼり旗」を作成し、町内の随所に設置した。

【評価】

- ・ 新型コロナウイルス感染症が 5 類に引き下げられ、4 年ぶりに様々な研修会に参加し。多くの事を学ぶ機会を創出することが出来た。
- ・ 先進地視察研修については、多くの自治公民館が活動を再開したばかりで、受け入れ先が見つからなかつた。

【新たな課題】

- ・ 若い世帯の方々が、支部に加入しない傾向が町全域(山間部を除く)に拡がってきている。
- ・ 労働年齢が上昇ってきており、公民館を運営する人材の確保に苦慮している。

【新たな対応方針】

- ・ 自治公民館制度や組織の体制のあり方を根本的に見直し、時代に合った仕組みづくり、運営、情報の共有方法を構築していく。

③青少年教育

(ア)三股町子どもの明るい未来創造事業

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	3	4	4	4	2	3.4
R6	3	4	3	4	3	3.4

【目的】

- ・ 学校・家庭・地域が一体となった社会全体で、子どもたちの健やかな成長を支援する。
- ・ 学校支援活動によって、教員の勤務負担軽減を図り、教員が子どもに対してきめ細やかに指導できる時間を確保する。
- ・ 放課後支援活動によって、子どもたちの自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、生きる力を育む。

【前年度からの課題】

- ・ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」※に町民の幅広い参画が必要である。
- ・ 地域住民や保護者への学校支援活動の周知が不足している。
- ・ 学校支援活動や放課後支援活動の支援者を発掘して増やす必要がある。

※「三股町子どもの明るい未来創造事業」は学校サポート事業と土曜学習事業と放課後子ども教室推進事業の3事業で構成。

【令和6年度の数値目標】

- ・ 放課後子ども教室を7教室で実施する。

【対応方針】

- ・ 地域住民や関係団体等の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む環境づくりを進める。
- ・ 地域住民等の協力により、授業等における学習補助や教員の業務補助、学校行事の支援などを行う。
- ・ 地域住民や関係団体等が中心となって、地域の自然・人材等を活かした体験活動・体験学習などの機会を、放課後や土曜日等に提供する。
- ・ 学校支援のボランティアについては、学校区の地域住民の対応を原則としており、地域住民の組織づくりを進めていく。
- ・ 土曜学習において創造性や想像力を育む新たな活動を提供する。
- ・ 教職員や保護者、公民館に対し事業についての周知を図る。

【令和6年度の取組】

- ・ 「三股町子どもの明るい未来創造事業」の業務をNPO法人「みまたチャレンジ総合ク

ラブ」に委託して、事業の一元化と効率化を図った。

- ・ 学校サポート事業では「学校支援コーディネーター」を配置。勝岡小にて、「彫刻刀を使用する図工の見守り支援」(5年生対象)を実施したほか、宮村小にて「高齢者とのふれあい活動支援」(全学年対象)、「昔の遊びをする場合に講師として参加する支援」(1年生対象)を行った。
- ・ 土曜学習事業では、基本毎月第4土曜日に体験学習を実施した。
年9回実施。
- ・ 各地域の住民代表者による「放課後子ども教室推進協議会」を設置して、放課後支援活動への理解と協力を得た。
- ・ 放課後子ども教室の運営責任者である教育活動推進員の会議を隔月に開催し、各教室の活動内容や問題点の共有を図り、解決策等について協議した。

【評価】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に努め、内容を工夫しながら活動を行った。
- ・ 学校サポート事業は、新型コロナウイルス感染防止対策等のため学校側からの支援要請が少なかった。
- ・ 放課後子ども教室推進事業では、全小学校区での教室開催を維持することができた。各学校区の参加児童数は下表のとおり。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
勝岡小学校区	12人	30人	26人	13人	19人	11人
梶山小学校区	21人	12人	14人	6人	12人	12人
宮村小学校区	13人	10人	18人	12人	7人	14人
長田小学校区	12人	13人	12人	12人	5人	12人
三股西小学校区(学校周辺)	29人	43人	39人	45人	49人	26人
三股西小学校区(植木地区)	-	16人	18人	21人	21人	19人
三股小学校区	-	-	31人	43人	42人	23人
合計	87人	124人	158人	152人	155人	117人

【新たな課題】

- ・ 放課後子ども教室の教育活動推進員・教育活動センター確保に苦慮した。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針を立てる必要はない判断した。

(イ)青少年健全育成活動の実践

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	-	4	-	-	3	3.5
R6	-	4	-	-	3	3.5

【目的】

- ・ 地域の青少年を健全に育成する。

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 例年通りの行事開催数延べ 10 回以上、延べ参加人数 2,000 人以上を確保する。

【対応方針】

- ・ 家庭・学校・地域社会が一体となって青少年の健全育成を積極的に推進する。
- ・ 町民総ぐるみ青少年育成町民運動を実施する。
- ・ 家庭の日(第 3 日曜日)を定め、「共感活動」を推進する。
- ・ 健全な家庭づくり運動、地域に密着した青少年活動を推進する。

【令和 6 年度の取組】

- ・ 町内の各種団体代表者 30 人で構成する「青少年育成町民会議」において、5 つの重点目標を設けて青少年健全育成活動を展開した。
- ・ 小・中学校の児童・生徒および保護者を対象に「親子ふれあい標語」を募集し、3,023 点の応募があり、優秀作品に賞状と図書券を贈呈した。
- ・ 家庭の日、夏休み期間、年末年始やまつり会場において青少年指導員による防犯パトロールを実施した。

【評価】

- ・ 「親子ふれあい標語」は、下表のとおり多くの応募があった。

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校児童	561 (352)	563 (349)	805 (517)	768 (474)	757 (457)
中学校生徒	1,073 (742)	1,076 (790)	1,082 (749)	1,194 (805)	1,356 (871)
保護者	648 (446)	732 (513)	747 (496)	815 (526)	910 (611)
合計	2,282 (1,540)	2,371 (1,652)	2,634 (1,762)	2,777 (1,805)	3,023 (1,939)

※表内 上段:応募数 下段:応募者数

【新たな課題】

- ・ 新たな課題は特に見つからなかった。

【新たな対応方針】

- 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

④家庭教育

(ア)家庭教育学級

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 挿	数 値	平 均
R5	-	4	-	-	2	3.0
R6	-	4	-	-	2	3.0

【目的】

- 家庭においても教育を行うことの重要性を啓発する。
- 子育てにかかる教育の情報を周知する。

【前年度からの課題】

- 全学校が取り組めるような環境を作る。
- 実施回数と参加者数を増やす。

【令和 6 年度の数値目標】

- 年度において家庭教育学級を 6 回以上開催。
- 学習会の延べ参加人数 1,000 名以上。

【対応方針】

- 家庭教育学級の運営の向上と学習内容の充実を図る。
- 家庭教育学級運営協議会を設置し、各学級の情報交換や情報提供により学習の充実に努める。
- 町内の家庭教育学級生が集まり、合同研修会を開催する。
- 家庭における教育機能の向上を目的としたプログラムを作成する。

【令和 6 年度の取組】

- 7 校が実施。

【評価】

学校名	活動回数	参加者数
三股小	4	66
勝岡小	8	55
梶山小	5	194
宮村小	5	120

長田小	5	248
三股西小	10	208
三股中	4	67
合計	41	958

目標値には届かなかったが、コロナ禍明けで活動が再開した年としては、各学校試行錯誤しながら活動を行えた。

【新たな課題】

- ・ 全学校が取り組めるような環境を作る。
- ・ 実施回数と参加者数増を増やす。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

(4) 文化に関するここと

①三股町立文化会館

(ア) 自主文化事業

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	3	3	/	/	3	3.0
R6	3	3	/	/	3	3.0

【目的】

- ・ 次に掲げる目的において、自主文化事業の実施がその中心的役割に資することを目標とする。
 - (a) 三股町の文化芸術の振興発展
 - (b) 豊かな地域コミュニティの創造と再生
 - (c) 町民福祉の向上

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 自主文化事業 20 本以上(100 件、7,000 人)
 - (a)鑑賞型 13 本
 - (b)啓発・育成型 4 本(全小学校巡回公演 1 本、中学鑑賞教室 3 本)
 - (c)参加創造型 3 本公演 (まちドラ！[稽古 15 回]、演劇ワークショップ°[45 講座 戯曲講座[12 講座])

【対応方針】

- ・ 施設の特長として「地域創造大賞」を受賞した事業実績と継続で地域に活力を与える文化・芸術の振興による創造性豊かな地域づくりを目指す。
- ・ 幅広いニーズに対応する、多様性ある事業展開及び創造性・独自性をもった公演制作に取り組む。
- ・ 公演・作品制作では文化芸術の特性たる長期的視点を携え、芸術家との信頼醸成と協働を旨とする。
- ・ 育成事業を経た公演の制作展開、住民参加による作品・公演の創造を促進する。
- ・ 三股町立文化会館の特徴づくりにより存在意義を打ち出す。
- ・ お客様の信頼獲得に向け地道な努力を継続し、次のような視点を持ち、“劇場の果たすべき役割”を意識した運営を継続する。
 - (a)開館以来育む創造性・独自性
 - (b)可動 413 席の規模と個性、舞台能力を最大限生かしきる

- (c) 劇場法に鑑みる「文化芸術拠点」
- (d) 文化芸術を活かした地域コミュニティの創造・再生・まちづくり

【令和6年度の取組み】

- ・ 自主文化事業 20本(123件、6,071人)
 - (a) 鑑賞型 14本
 - (b) 啓発・育成型 4本(小学校巡回公演1本、中学鑑賞教室3本)
 - (c) 参加創造型 3本公演(「まちドラ！2024」[稽古12回]、演劇ワークショップ[40講座]、戯曲講座[12講座])

	R2	R3	R4	R5	R6
鑑賞型	17本	12本	12本	13本	14本
啓発・育成型	2本	3本	4本	4本	4本
参加創造型	3本	4本	3本	3本	3本
計	22本	19本	19本	20本	21本
ホール使用件数	121件	120件	155件	123件	125件
鑑賞者	2,369人	5,889人	6,212人	6,071人	6,398人

【評価】

- ・ ホールでの公演だけでなく、普及・育成事業として小学校巡回公演、中学校鑑賞教室を継続して行うことができた。
- ・ 参加創造型事業として、「まちドラ！2024」、演劇ワークショップ「みまた座」、戯曲講座「せりふ書いてみる？」を行い、三股町の特色になっている「演劇のまち みまた」を発信するとともに、町民参加により、文化活動に触れる機会も創出できた。

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はない判断した。

(イ) 貸館事業

【類型】 サービス型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	3	3	3	-	3	3.0
R6	3	3	3		3	3.0

【目的】

- ・ 次に掲げる目的において、貸館事業の実施がその中心的役割に資することを目標とする。
 - (a) 三股町の文化芸術の振興発展
 - (b) 豊かな地域コミュニティの創造と再生
 - (c) 町民福祉の向上

【前年度からの課題】

- ・ 特に課題はない。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 借りた側の満足度評価アンケート調査において 80%以上の満足度を得る。

【対応方針】

- ・ 施設の特長として「地域創造大賞」を受賞した事業実績と継続で地域に活力を与える文化・芸術の振興による創造性豊かな地域づくりを目指す。
- ・ 自主事業で培うノウハウを生かし、催事を計画する方への適切な助言、また利用者へは積極的な企画・運営支援による満足度向上に取り組む。
- ・ 広く親しまれ愛される施設として、継続・新規を問わず貸館利用者との信頼関係の構築と維持を念頭に、安全かつ円滑な事業運営を図る。
- ・ 事業ジャンルや規模の大小、施設の種別を問わず、主催者及び催事来客の目線に立った丁寧な業務で地道な努力を継続し、貸館利用者の信頼に応えながら満足度向上を図る。
- ・ 自主文化事業のノウハウを生かし、文化芸術拠点として地域コミュニティの創造、まちづくり等“劇場の果たすべき役割”を明確に意識した運営を継続する。

【令和 6 年度の取組】

- ・ 新型コロナウイルス感染の影響による、貸館利用数の減少は回復していないが、鑑賞者数は回復してきている。
- ・ 貸館事業の利用は次表のとおりである。

	R2	R3	R4	R5	R6
貸館事業	50 本	67 本	76 本	68 本	107 本
日数	78 日	110 日	105 日	147 日	146 日
鑑賞者	3,445 人	5,797 人	10,031 人	20,950 人	16,627 人

- ・ 施設(ホール 1、リハーサル室 1、会議室 1、楽屋 4)
- ・ 利用者のアンケート調査を行った。

【評価】

- 借りた側のアンケート等による満足度評価(数値評価)を行い、下表の調査項目全てにおいて、概ね満足であるという結果を得た。

	R2	R3	R4	R5	R6
施設・設備について	100%	100%	97%	93%	95%
施設・設備の料金について	100%	100%	84%	86%	88%
文化会館スタッフの対応	100%	100%	90%	95%	97%
舞台スタッフの対応	100%	100%	92%	98%	97%

- 表方(フロントスタッフ)及び裏方(テクニカルスタッフ)とも、利用者への積極的な支援を実践。貸館利用者満足度の向上・拡充を図った。
- 実演舞台芸術を扱う催事では、安全かつ華やかな舞台技術の確かさで、貸館利用者の更なる意欲向上や舞台芸術への理解を促進した。
- 「再び利用したい」という志向醸成も図ることができ、文化芸術並びに文化会館の価値を広く感じていただくことができた。
- 大会等を主目的とする催事では、安全性と経済性の両立て貸館利用者の意向と相反しがちであるが、信頼関係を伴った交渉と打ち合わせで理解を得て、危険性が予見できる利用日程の回避に努めることができた。

【新たな課題】

- 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- 特に新たな対応方針をたてる必要はないと判断した。

②図書館の利用促進**(ア)公立図書館運営****【類型】 サービス型****【評点】**

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	4	3	-	3	3.5
R6	4	4	3	-	3	3.5

【目的】

- 地域住民の生涯学習の拠点となる施設にする。

【前年度からの課題】

- 図書館入館数や資料貸出冊数が減少しているため、利用増加をめざす。
- 特に未就学児・小学生の資料貸出数が減少している。

【令和6年度の数値目標】

- 図書館の入館者 85,000 人を目指す。
- 年間で住民 1 人あたりの資料貸出数 4 冊を目指す。

【対応方針】

- 図書館利用者の利用傾向や蔵書構成を分析しながら、購入する図書や視聴覚資料の選定を行う。
- 住民にとって身近な施設となるように、図書館の利用案内と資料提供のレファレンスサービスを利用者に対し、わかりやすく丁寧に行う。
- 未就学児と小学生の利用促進を行う。

【令和6年度の取組】

- 蔵書の充実をめざし、下表のとおり図書、視聴覚資料を新たな資料として選定・購入し、利用者へ提供した。

		R2	R3	R4	R5	R6
購入図書	一般書	1,603 冊	1,366 冊	1,406 冊	1,491 冊	1,363 冊
	児童書	1,000 冊	892 冊	854 冊	796 冊	852 冊
	計	2,603 冊	2,258 冊	2,260 冊	2,287 冊	2,215 冊
購入視聴覚資料		61 点	41 点	42 点	45 点	41 点

- 利用者が求める図書と公共図書館として所蔵すべき基本図書、両方の観点から選書を行った。
- 未就学児と小学生に読書を楽しんでもらえるよう、昨年度よりも児童書や絵本の購入冊数を増やした。
- 的確な利用案内やレファレンスサービスができるよう、職員どうしの情報交換や研修を行った。

【評価】

- 図書館入館数 75,124 人、資料個人貸出 81,173 点、資料団体貸出(町内幼稚園・こども園・学校・放課後児童クラブ・高齢者施設・県内公共図書館など)11,128 冊の資料貸出があった。住民 1 人あたりの資料貸出数は 3.2 冊であった。

	R2	R3	R4	R5	R6
開館日数	232 日	277 日	269 日	271 日	263 日
入館者数	70,035 人	84,848 人	83,690 人	79,975 人	75,124 人
1 日あたりの入館者数	302 人	306 人	311 人	295 人	285 人
資料個人貸出点数	93,627 点	107,663 点	99,182 点	89,457 点	81,173 点
団体貸出点数	8,076 点	8,534 点	10,562 点	10,589 点	11,128 点
資料貸出合計	101,703 点	116,197 点	109,744 点	100,046 点	91,597 点
1 日あたりの貸出点数	438 点	419 点	407 点	369 点	348 点
年代別貸出点数	R2	R3	R4	R5	R6
6 歳以下	6,501	8,962	8,127	7,234	5,626
7~9 歳	7,347	9,047	8,624	7,480	6,364
10~12 歳	6,074	7,417	5,954	4,306	3,859
13~15 歳	2,092	2,026	1,934	1,874	1,528
16~18 歳	1,273	1,008	1,204	705	513
19~22 歳	1,156	1,601	1,087	918	902
23~29 歳	2,178	2,418	2,378	2,079	1,492
30~39 歳	9,502	10,838	10,009	8,651	7,019
40~49 歳	13,324	14,458	12,096	12,011	10,758
50~59 歳	8,991	9,941	9,305	8,264	7,850
60~69 歳	17,968	18,908	17,884	15,532	14,973
70 歳以上	17,491	21,039	20,580	20,403	20,289
個人資料貸出点数 合計	93,627	107,663	99,182	89,457	81,173

【新たな課題】

- 令和 5 年度に比べて、入館者数や貸出点数が減少している。特に、若い年齢層の利用が減少しているため、利用を増やす取り組みが必要である。

【新たな対応方針】

- 若い年齢層の利用者にも、読書に興味をもってもらえるよう読書傾向や読まれる本などを分析し、選書・購入する。

(イ)読書サービス、読み聞かせ活動

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	-	4	4	-	4	4.0
R6	-	4	4	-	4	4.0

【目的】

- ・ 利用者の読書意欲を促進する。
- ・ 利用者と所蔵資料を結びつける。
- ・ 図書館へ通うことが生活の一部となるようにする。

【前年度からの課題】

- ・ 読書サービスにつながる図書館イベントに、多くの人に参加してもらい読書の大切さや楽しさを広める。
- ・ 世代的に幅広い読書サービスを展開する必要がある。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 図書館利用や読書につながる事業を8タイトル以上開催し、700人の参加をめざす。
- ・ 図書館司書によるおはなし会を年 20 回以上行う。

【対応方針】

- ・ 図書館で実施する各イベントにさらに多くの人に参加いただけるよう、イベント内容の充実や広報活動に努める。
- ・ 広い世代が読書を楽しめるような図書館であるために、幅広い視野で読書サービスを展開していく。
- ・ 春のこどもの読書週間、秋の読書週間を柱として、読書サービスを推進するイベントを行う。
- ・ おはなし会の実施や読み聞かせ講座、読み聞かせ相談室など、読み聞かせボランティア団体のサポートを行う。
- ・ 読み聞かせボランティア団体と幼稚園・保育園・学校との連携を充実させ、読み聞かせ活動の推進を図る。
- ・ 所蔵している資料について様々な展示コーナーをつくり、図書を紹介し利用者と資料を結びつける工夫を行う。
- ・ 中学生・高校生を対象とした読書サービスを実施する。

【令和 6 年度の取組】

- ・ 図書館映写会や絵本講座など 29 タイトルの事業をおこない、図書館利用や読書を

推進した。

- ・ こどもの読書週間では、児童書・絵本などの図書展示コーナーづくりやライブラリーコンサートなどを行った。秋の読書週間では、読書感想文感想画コンクールや、図書館寄席、図書展示などを行った。
- ・ ボランティア団体による定期的なおはなし会を実施することができた。図書館職員によるおはなし会(絵本読み聞かせ)や、こども園・小学校など団体来館の際に、館内見学や絵本読み聞かせ、図書館についての話を聞いた。

【評価】

- ・ 図書館イベントへの参加人数は、614人であった。昨年度の570人から44人増加した。
- ・ こども園、小学校など団体来館者へ図書館職員によるおはなし会(絵本の読み聞かせ)を37回(1,354人)行った。
- ・ 図書の展示コーナーづくりを常設で行い、人と本を結ぶ取組を行った。

【新たな課題】

- ・ 中学生・高校生対象の読書イベントを実施することができなかつた。

【新たな対応方針】

- ・ 例年どおりの読書推進イベントを実施しながら、中学生・高校生が読書をより楽しんでもらえるような読書イベントを企画し実施していく。

③文化資源の保護と活用

(ア)梶山城跡地整備

【類型】創設型(平成27～令和10年度(予定))

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	-	3	-	3	-	3.0
R6	-	3	-	3	-	3.0

【目的】

- ・ 町民共有の財産である文化財を保存し活用する。

【前年度からの課題】

- ・ 維持管理方法について検討する必要がある。
- ・ 調査整備を検討する組織機構がなく検討が進まない。
- ・ 現在の組織体制では事業の進捗が困難であることは従前のとおり。

【令和 6 年度の数値目標】

- ・ 創設型のため結果の評価は最終年度に行う。

【対応方針】

- ・ 梶山城跡を文化財として保存・整備計画を策定する。
- ・ 用地買収を進捗させる。
- ・ 梶山城跡の用地買収・文化財指定・発掘調査・統括に必要な体制維持に努める。
- ・ 梶山城跡調査整備検討委員会を開催する。
- ・ 発掘調査員等の人員体制構築を図る。

【令和 6 年度の取組】

- ・ 梶山城跡について用地買収を進捗させた。
- ・ 令和 2 年 2 月に調査整備検討委員会を設置し第 1 回委員会を開催したが、令和 2~4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響、令和 5・6 年度は高才第 3 地区の発掘調査実施により開催できなかった。

【評価】

- ・ 用地買収担当と協力先(三股町土地開発公社)との連携によって用地買収の進捗が図られた。

【新たな課題】

- ・ 今年度の事業遂行により見えてきた、新たな課題はなかった。

【新たな対応方針】

- ・ 特に新たな対応方針をたてる必要はない判断した。

(5)社会体育に関すること

①スポーツ振興体制

(ア)スポーツ少年団の支援

【類型】 支援型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	3	4	4	3	3	3.4
R6	3	4	4	3	4	3.6

【目的】

- 一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを与える。
- スポーツ少年団が「スポーツを通じて青少年の体と心を育てる組織」となるよう育成する。

【前年度からの課題】

- 指導者の育成および資質向上を図る必要がある。
- 過熱しすぎるスポーツ活動(練習の過多)の是正にむけて、母集団(親)への指導を強化したい。

【令和 6 年度の数値目標】

- スポーツ少年団加入率(スポーツ少年団加入児童数/町内小学生児童数)が 13%以上であることを保持する。

【対応方針】

- スポーツを通じて青少年の体と心を育てるという意義を深めるため、成長発達に合わせた適正な指導を行う。
- スポーツ少年団団員綱領に基づく活動を推進する。
- 各種大会等の開催により交流の輪を広げる。

【令和 6 年度の取組】

- 概ねコロナ禍前の活動が行えるようになった。
- 「アスリートタウンみまた」を推進することを目的とした、スポーツ大会参加等激励金については、4 件のスポーツ少年団所属単位団が交付を受けた。
- 初めての取り組みとして、南九州大学協力のもと団員の競技力向上および体づくりを目的とした「からだづくり講習会」を開催。4 単位団から団員 38 名、指導者・保護者 28 名の計 66 名が座学およびトレーニングを約 1 時間ずつ受講し、スポーツの基礎知識の醸成を図った。

【評価】

- 町内全児童数が減少した反面、加入児童数は増加したため、令和6年度のスポーツ少年団加入率は16.1%(305人/1,893人)と大幅に増加し、目標の13%を達成した。
- 感染症の影響は残っているものの一定の行事を実施することができ、団員同士の交流の輪を広げることができたことは良い評価といえる。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
加入児童数	291人	272人	250人	258人	274人	305人
町内全児童数	1,886人	1,937人	1,959人	1,958人	1,938人	1,893人
加入率	15.5%	14.0%	12.8%	13.2%	14.1%	16.1%

【新たな課題】

- 新型コロナウイルスが5類感染症へと引き下げとなり、従来に近い活動となったものの、各競技の大会も活発化したことで町スポーツ少年団の行事参加が困難となるケースも増加した。

【新たな対応方針】

- 早めにスケジュールを調整し、より多くの単位団が交流できる機会を確保する。

②スポーツ行事**(ア)みまたん霧島パノラマまらそん****【類型】イベント型****【評点】**

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	-	4	4	-	3	3.7
R6	-	4	4	-	3	3.7

【目的】

- するスポーツ、みるスポーツ、ささえるスポーツを通して、地域の活性化を図る。

【前回大会からの課題】

- 交通渋滞の緩和を図るために看板設置や警備体制の検討が必要である。
- 大会要項を早めに定め、「ランナーズ」などの雑誌広告やSNSなどのインターネットでの宣伝を行う必要がある。
- 物資の発注等のやむをえないものを除き、年度早期からの取り組みが必要である。

【令和6年度の数値目標】

- エンターー者数2,000人を目指す。

【対応方針】

- ・ 町民が気軽に参加できる雰囲気を作り上げる。
- ・ 子どもから大人まで楽しめるスポーツイベントとして魅力をもたせる。
- ・ スポーツボランティアを通して、地域の活性化及び多世代間交流を図る。
- ・ 全国からの参加者を募り、三股町を全国へと発信し、エントリー者数、大会規模とともに発展をさせていく。
- ・ 大会当日だけでなく準備段階から、自治公民館などからのボランティアの協力を積極的に呼びかけていく。

【令和6年度の取組】

- ・ 参加料の見直しを提案し、ハーフの部は1,000円その他については500円の値上げを行った。なお、2kmファミリーの部は据え置き、令和7年1月26日(日)に「第8回みまたん霧島パノラマまらそん」を開催した。

【評価】

- ・ 令和6年度のエントリー目標達成率は86.8%(1,735人/2,000人)であり、目標の2,000人には13.2%届かなかった。
- ・ 種目をコロナ禍前に戻せたことにより、参加人数も増加し、地域の活性化及び多世代間交流を図ることができたことは良かった。

	H30年度	R1年度	R4年度	R5年度	R6年度
エントリー者数	1,945人	1,704人	909人	1,535人	1,735人
目標数	2,000人	2,000人	1,000人	2,000人	2,000人
目標達成率	97.2%	85.2%	90.9%	76.8%	86.8%

【新たな課題】

- ・ 200ヶ所を超える交差点等に対する交通整理ボランティアを確保するために自治公民館をはじめとした各団体に対して協力の呼びかけを行うこと必要である。
- ・ ふるさと納税による申し込みが前回の4件から16件と増えているが、郵送によるエントリーの確認など1件の対応に大変手間がかかっているため、メールアドレスを活用した連絡方法を確立したい。

【新たな対応方針】

- ・ 参加者募集の告知方法として、これまでポスターをはじめ雑誌や新聞などの誌面による広告を主軸に置いてきたが、スマートフォンなどで手軽にインターネットから情報を得る機会が増えていることから、即時性や内容修正が可能な点、ターゲットを絞り込んでの広告が可能などの利点を生かせるWEB広告の活用を増やしていく必要がある。

- ・ まらそん実施に伴う交通規制の広報活動が不十分との指摘を受けたため、次回大会では広報活動について、より広い範囲に対して行う必要がある。
- ・ 大会参加者数を目標に近づけるように広報に力を入れ、また、リピーター確保のため、参加者に満足してもらえるような「おもてなし」を目指す。
- ・ 町体育館工事に伴い代わりの駐車場及びコース沿線の事業所に交通ボランティアの駐車場として新たに39か所を確保した。

(イ)スポーツ行事の開催

【類型】 イベント型

【評点】

年 度	定 常	目 的	改 善	進 捗	数 値	平 均
R5	4	4	4	4	2	3.6
R6	4	4	4	4	3	3.8

【目的】

- ・ 各種スポーツ行事により町民の健康増進と体力の向上を図り、町民の交流を活発にする。
- ・ スポーツ活動を支える組織の育成と強化を図り、広く町民にスポーツを普及する。

【前年度からの課題】

- ・ ニュースポーツ等は、一時的な普及にとどまることがないよう、クラブ結成等への誘導が必要である。
- ・ スポーツがいかに心身の健康にとって大切な点について、スポーツをしていない人々に关心をもってもらう必要がある。
- ・ スポーツ協会の活性化のために、加盟団体の増加を図る必要がある。

【令和6年度の数値目標】

- ・ 「町民総合スポーツ祭」に1,300人以上の参加者を得る。

【対応方針】

- ・ 町民の誰もが気軽にできるスポーツ・レクリエーションを普及させる。
- ・ スポーツイベントを再構築して、次の3点を強化する。
 - (a) 総合型地域スポーツクラブの育成を図る。
 - (b) 各種スポーツ大会の開催もしくは誘致を増やす。
 - (c) 異世代間の交流を図る行事を開催する。
- ・ 「町民総合スポーツ祭」をはじめとする町民参加型のイベントを充実させる。
- ・ 「健康」や「楽しみ」のためのスポーツの場をより多く提供できるよう、健康増進担当部

署との連携を強化する。

- ・ スポーツと健康についての情報を発信し、生涯にわたってスポーツに取り組むよう啓発する。

【令和6年度の取組】

- ・ 町民総合スポーツ祭では、ペタンク、パークゴルフ、グラウンド・ゴルフ、硬式テニスなどの屋外競技をはじめ、身体的な接触を要しないミニテニス、卓球バレー、四半的弓道、弓道、バドミントンなどの競技を実施することができた。
- ・ 自治公民館対抗ソフトボール大会は、一つの地域から2チーム出場するなど、前年度に比べて増加し、過疎地域では合同チームを結成するなど地域住民の交流が活発に図られた。
- ・ スポーツ推進委員の活動に関しては、宮崎県スポーツ推進委員研究大会の参加、みまたん霧島パノラマまらそんへの参加のほか、スポーツ少年団の体力テストを実施するなど新たな取り組みを行うことができた。
- ・ 町民体力テストは、20~64歳が6人、65歳以上が6人、合計12人の参加で一定の距離を保ちながら実施することができた。

【評価】

- ・ 新型コロナウィルス感染症で減少していたスポーツ活動への参加は増加傾向にあるが、感染者が現在も多く発生していることや、本町以外のイベントの活発化による活動人口の分散など、掲げている数値目標を達成することは困難であった。しかしながら、町が行う事業への参加も徐々に増加傾向にあり、呼びかけに対する反応も活発になりつつあるため一定の評価はできる。

【新たな課題】

- ・ 新型コロナウィルス禍におけるスポーツ活動に対して町民の意識も変わりつつあり、少しずつ活発になりつつある傾向にあるため、引き続き呼びかけを行いながら、以前に近い形で行事等を実施する方法を検討する。
- ・ 6月から10月の夏季にスポーツ行事を開催しているが、昨今の異常気象により熱中症の危険性が増している。また、ゲリラ豪雨や雷雨などによりイベントの中止の可能性も高まっている。

【新たな対応方針】

- ・ 感染症で活動自粛をせざるを得ない期間が長かったことから、新たな対応方針をたてることよりも、従前どおりの活発な活動に戻すことを当面の目標とする。
- ・ 人命の安全を最優先にし、気温や湿度、雷などの危険が迫った場合の判断基準などを整備する。

6.学識経験者の知見

(1)教育委員会の活動

教育委員会の活動においては、すべて A 評価（達成）であり、教育委員会の活動が計画的かつ円滑に実施されたことがうかがえる。今後も継続的な自己研鑽の機会を確保することを期待します。

(2)教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務については、懲戒処分が合計 3 件あったことは誠に残念ではありますが、その他のほとんどの項目が A 評価となっており、適切な実施がうかがえる。今後も、教育施策の成果評価に基づいて一般方針を精査し、その方針の実現に向けた本事務の充実を期待します。引き続き、服務規律の徹底とコンプライアンス意識の向上を図る研修の継続に取り組んでいただきたい。

(3)教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動の大きな制約が解消され、従来の教育活動が展開されていることがうかがえる。NINO や ICT 機器の効果的な活用による「学力の向上」、きめ細やかな教育支援による「一人一人に応じた教育の充実」、いじめ・不登校問題などの「生徒指導上の課題解決」、南九州大学と連携した「生涯学習の推進」、親子の図書館利用促進などによる「文化の発展」、スポーツ少年団の加入率向上などによる「社会体育の推進」とそれぞれの分野において確実な成果が見られる。

(4)今後の課題と取り組みの方向性

通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な児童生徒への適切な支援のため、全教職員の専門的知識・スキルの向上を図り、質の高い個別最適な学びを追求していただきたい。また、特別支援教育に関わる幼保小中連携の推進は、重要な課題のひとつです。この課題を解決するためには、幼児教育推進の中核機関の設置及び幼児教育アドバイザーの確保は欠かせません。このような取組みを通して、幼保小中の円滑な接続を図るために架け橋プログラムづくりの推進に取り組んでいただきたい。

さらには、ICT を活用した授業の平準化をさらに推し進め、全ての学校・学級で質の高い教育を提供できる体制を確立する必要があります。また、中学校での食育の推進、町民の学習意欲に応える生涯学習の構築、若い年齢層の図書館利用を促進するための具体的な企画や広報活動、多くの町民がスポーツに親しむ体制づくりなどの課題解決にさらに積極に取り組んでいただきたい。

今後も、南九州大学をはじめ高等教育機関のその専門性と人材を有効活用した連携の在り方をさらに検討し、教育的課題解決が促進されることを期待します。

別表1 事務事業の「手立て」による分類

No.	類型	期間	概要	例示	特徴・備考	類型適用の注意点	R05適用数
1	給付型	継続	物品・金錢を支給するもの。	学校給食、就学援助、奨学資金	物品・金錢の支給が業務の根幹となっており、それに付随する手続き等の諸業務で構成されている。事務事業の目的と件数や金額の増減に関連性が薄く、増減の値を数値目標とはできない。また、制度の改善も頻繁には発生せず、評価を行い難い傾向がある。	申請受付や相談など、事務事業の一部の窓口業務をもってサービス型とはしない。	0
2	サービス型	経常	教育サービスや行政サービスを経常的に提供するもの。	少人数教室、ALT、図書館、貸館	サービスを提供する要員を常に配置しておき、偶発するサービス要求に即応できる制度とするもの。象徴的なイメージは窓口業務だが、特定の業務要件を持った要員を、管理下の施設・機関に配置して特定の業務にあたらせる場合もサービス型となる。サービスは定型となる傾向にあり、改善目標などは立てづらい。また、教育行政の観点からサービス提供増が高評価とならない場合もある。	提供機会が経常的に持続するものに限る。要員配置が経常的であれば、サービス要求発生の頻度が経常的でなくても良い。	6
3	支援型	継続	団体の活動、機関間の連携、それらが開催するイベントを支援するもの。	生涯学習教室、地区・自治公民館活動、自主文化事業	概ね次の2つの形態によるもの。ひとつは複数の団体・機関等を束ねて連携を測り、方針や方向性を与える、協議の場を主催するものの、実質的な活動は団体・機関等に依頼するもの。もう一つは、他の団体・期間等が主催するイベントや事業に対して、作業的あるいは管理的な支援・補助・サポートを与えることで、事業効果を図るもの。	単に補助金等を支給するものは、給付型とすること。名義上は主催であっても、開催業務に実質的に携わっていないものは、イベント型とせず支援型とすること。	7
4	イベント型	継続	自らイベントを主催して開催するもの。	人権啓発、パノラマまらそん	常に行っているものではなく、一定の時期や間隔をもって開催する催しによって事業効果を図るもの。開催の管理をもっぱら自ら行うもの。開催にかかる一部の業務を委託する程度であれば、主催と考えて良い。また、開催に必要な資源を上位団体等から提供されている場合でも、主催していると考える。	月1回、年7回、あるいは年に4週間に集中的にといった、単発のあるいは間欠的に計画された提供機会であれば、サービス型とはしない。	8
5	事案対応型	継続	教育的な問題事案の発生を防ぎ、発生した事案に対応して解決に導くもの。	不登校対応、未納滞納対策	本来では起きてほしくない事案・事象について、対処を図るもの。単純な数値評価には向かない。例えば、「いじめ」問題などでは、件数が「少ない」ということが、「認知が甘い」ためか、「発生が少ない」ためなのか、どちらでも数値として「少ない」と現れてしまうなど、件数の増減と業務への取組評価が相反する場合がある。	天候等の自然現象を起因とするもの、建物等のハードウェア起因とするもの、それらの事故などの防止対策などは管理型とする。	4
6	創設型	有期	目的物を作成するもの。または、施設・環境・体制を構築するもの。	学校ICT教育環境整備、梶山城跡地整備	事業実施の目的があり、目的達成のための期間が設定されていることが特徴。目的がはっきりしていることから、数値目標が立てやすく評価が行い易い反面、单年度での評価は進捗評価にとどまることが多い。プロジェクト型とも言える。事業完遂年度においてすぐに評価ができることがあるため、完遂年度の更に翌年度を、評価年度として項目を残しておくべき場合がある。	期間を定めがたいものは、他の分類のほうが適当となる。	4
7	管理型	経常	既存の施設・環境・体制等を保全・改修するもの。または、それらについて他者が利用するに際し対応するもの。	食衛生管理、安全確保と改修	情報収集、管理情報の蓄積、計画立案なども管理業務となる。管理型は評価が難しく、特に施設・設備などのハードウェアに絡む管理型は、当該年度における予算配分の有無に成果が大きく影響を受けるため、年度単位の評価には向かない。また、実際に改修などを行う場合は、計画立案時期を含めて複数年度の創設型として評価したほうが適切である。	他者が施設利用する場合において、提供機会が経常的なものはサービス型に分類する。	4

